

令和元年度第1回香芝市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

1. 日 時	令和元年8月8日(木) 午後2時00分～午後3時00分
2. 場 所	保健センター3階 会議室
3. 出席者	出席委員 13名 欠席委員 1名 保険者 8名
4. 議 題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 平成30年度決算見込みについて (3) その他
5. 議事内容	<p>(1) 会長・副会長の選出について</p> <p>会長・副会長が選出された。</p> <p>(2) 平成30年度決算見込みについて</p> <p>質 疑 保険料収入に対し、支出が3倍以上となっているが、県が負担しているのか。</p> <p>回 答 平成30年度から財政運営主体が県となり、被保険者から集めた保険料は県に納付している。歳出の保険給付費に見合うだけの費用を県から交付されている。医療費の3分の1は保険料より、残りの費用については社会保険加入者からの負担や国からの負担金で賄っている。被保険者の保険料だけで賄うとなれば、かなりの保険料を強いることとなるため、社会保険からの拠出や国からの負担で財源が確保されている状況である。</p> <p>質 疑 納める保険料に変更はないか。増えるのか。</p> <p>回 答 奈良県においては、県内の保険料水準を令和6年度より統一する方針である。それに向け、各市町村が県より提示された料率を参考に令和5年度まで保険料を改定していく予定となっている。</p> <p>質 疑 県で平均化することだが、若い世代の多い都道府県は保険料が安い、田舎は保険料が高いということになるのか。</p> <p>回 答 医療費が高い都道府県はそれを賄う費用として保険料は高くなるし、医療費が低い都道府県は保険料が低くなる。</p>

質 疑	診療報酬は全国一律ではないのか。社会保険や協会けんぽなども含めて保険料を一律にするのはどうか。
回 答	診療報酬は全国一律。都道府県で金額を変えることも制度上は可能。奈良県は令和6年度から保険料の統一を目指している状況だが、全都道府県には至っていない。
(3)	その他 協会けんぽ奈良支部事務局より奈良県内のジェネリック医薬品の普及状況について報告